

## 『お手元に長い間ご使用になつてない預金通帳・証書はございませんか?』

◎お預け入れいただいたまま、長い間出し入れがなく、お取引の動きのない状態になつている預金はございませんか。

☆当金庫では、このような預金も引き継ぎお預かりしています。預金通帳・証書とお取引印の確認など、所定の手続きを経たうえで払い戻すことができますので、いま一度ご確認をお願いします。

また、預金通帳・証書やお取引印が見当たらない場合でも、ご本人の預金であることが確認できれば払い戻しができますので、ご本人が確認できる資料のほか、口座の支店名や口座番号がわかるもの等をご用意のうえ、当金庫本支店の窓口までご照会・ご相談ください。

《 詳しくは、北星信用金庫本支店窓口へお問い合わせ下さい。 》

